

節税レポート



平成 20年 3月号

発行日 2008.3.1

今月のテーマ 従業員の退職金

1. 同じ金額の支出でも、経理処理の方法により損金になったり、ならなかったりで、税額に影響します。
2. 書類一枚提出しているかどうかで、認められる処理方法が異なり税額に差が出ます。
3. 種々の角度から検討することにより、節税が可能になります。

- 1 新設会社、小規模会社が従業員の退職金制度を設ける事は難しいでしょう。
退職金規定も作れませんし、退職引当金を立てても、損金(税法上の経費)と認められません。
- 2 人材の確保や従業員の功に報いるため、退職金制度は必要です。
損金処理(節税)をしながら、退職金の用意をする方法があります。中小企業退職金共済制度(以後中退共という)です。
これなら、たとえ退職者が出た時に会社に資金が無くとも、退職金を出せます。

中退共についてお話ししましょう。

1 特色

- 1) 税法上の特典
掛金は全額損金となります。(節税)

発行 岡崎駿志税理士事務所
住所 〒190-0022 東京都新宿区新宿6丁目27番10号 塩田ビル203
TEL 03(5287)6818
FAX 03(5287)6819
Eメール info@okazaki-tax.com
URL <http://www.okazaki-tax.com>

2) 国の助成

- イ) 新しく中退共に参加すると、掛金の1/2(上限5,000円)を一年間、国が助成します。
- ロ) 掛金月額(18,000円以下)を増額すると、増額分の1/3を一年間、国が助成します。

3) 安全・確実

国の制度ですので、安全・確実です。

4) いろいろな通算制度があります。

イ) 過去勤務期間の通算

中退共に新規に参加する際、加入前の勤務期間を通算することができます。過去に遡って払込みができます。10年を限度とします。

ロ) 転職の場合、掛金納付月数の通算

中退共加入企業から転職した場合、前の掛金を新しい契約に通算できます。必要要件はありますが---

ハ) 特定退職金共済制度との通算

特定退職金共済団体等加入企業へ移動した場合、通算できます。

2 加入条件

1) 加入できる企業

常用従業員数か資本金のどちらかを満たすこと。

業種	常用従業員数	資本金
小売業	50人以下	5千万円以下
卸売業	100人以下	1億円以下
製造業・建設業等	300人以下	3億円以下
サービス業	100人以下	5千万円以下

2) 加入させる従業員

従業員は全員加入させてください。
ただし次の人は加入させなくてもよい。

- ・ 期間を定めて雇われている人
- ・ 試用期間中の人
- ・ 休職中の人
- ・ 定年等で短期内に退職する人

3) 法人の役員は原則として、加入できません。
ただし、役員であっても、部長・支店長等従業員としての
給与の支給を受けている者は加入できます。

4) 建設業退職金共済制度等の重複加入はできません。

3 掛金

1) 毎月の掛金は5千円から3万円まで16種類あり、無理のない掛金を選択できます。

4 基本退職金額

単位：円

掛金月額	5,000	10,000	20,000	30,000
納付年数				
5年	304,100	608,200	1,216,400	1,824,600
10年	632,800	1,265,600	2,531,200	3,796,800
15年	975,000	1,950,000	3,900,000	5,850,000
20年	1,333,300	2,666,600	5,333,200	7,999,800

